

# 学校いじめ防止基本方針

青森県立青森第一養護学校

## 1 はじめに

本校は肢体不自由児を対象とした小学部・中学部の特別支援学校であり、児童生徒の実態により3つのグループ（「小(中)学校に準ずる教育を行う」、「知的障害教育の代替の教育を行う」、「自立活動を主とした教育を行う」）に分けて教育課程を編成している。グループごとに、児童生徒が抱える生徒指導上の問題は異なる。

本校では、各学級で個別またはそれに近い体制で教育活動を進めており、一人一人の児童生徒に教師の目が届きやすい状況にあることから、ここ数年、校内でのいじめの発生事例はない。しかし、教師一人一人が油断することなく、いじめはどのような状況でも起こりうるということを認識して児童生徒とかかわっていくことが必要であり、日常的に、「いじめは断じて許されるものではない」ということを態度で示すことにより、「いじめをしない」という気持ちを理屈ではなく感覚的に児童生徒に育てていくことが最も重要であると考えます。また、様々な障害の状況の児童生徒と一緒に学校生活を送る中で、児童生徒間での障害の状況による誤った格差の感情が生じることのないように、類型を越えた活動を一緒にするなどして、お互いを理解できるような場面を設けることも大切である。

本校には、隣接するあすなろ療育福祉センターに入所している児童生徒や、福祉関連施設で放課後等デイサービスを利用している児童生徒がおり、それらの場で子ども同士のトラブルについての情報を耳にすることがある。これに対しても、学校として、センター入所生の心の状態に気を配ることや、児童生徒が利用している福祉関連施設との連携を密にしていくこと等の対応が必要である。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

『いじめ防止対策推進法』より

### (2) いじめの態様

物理的・身体的な被害を及ぼす「暴力」や「傷害」を伴う行為だけでなく、むしろ、「いたづら」や「嫌がらせ」、「陰口」や「無視」など、個々の行為のみでは些細に見える行為がしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、被害者にいらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつり、心理的・精神的な被害を及ぼすものを、しっかりと問題視する必要がある。けんかも含め、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

『青森県いじめ防止基本方針』より

## 3 いじめに対する教師の危機意識

すべての教職員が、以下の点を常に意識して、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向かえるようになることが重要である。

- ・たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねない。
- ・一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと児童生徒に受け止められ、加害者側の行為をエスカレートさせたり、被害者側に教職員に相談することをためらわせたりしかねない。

#### 4 いじめの未然防止について

##### (1) いじめを許さない風土作り

- ア 全教師が、いじめの恐ろしさや理不尽さ等を十分に理解し、児童生徒に、どのような行為がいじめになりうるかを具体的に伝える。
- イ 個々の教師が、「決していじめを許さない」という姿勢をもっていることを、様々な活動を通して児童生徒に示す。
- ウ 児童生徒一人一人がかけがいのない存在であることや、思いやりの心をもって他者とかかわることの大切さを、学級指導や道徳の時間に指導する。

##### (2) 学級・学年・類型を越えた集団活動の機会の提供

- ア 児童生徒一人一人に、友達の前で活躍を披露できる場を提供する。
- イ 児童生徒が友達の活躍を見て、友達のがんばりを認める体験ができるような雰囲気を作る。
- ウ 教師一人一人が全校の児童生徒と積極的にかかわり、信頼関係を築くように努める。

##### (3) 共感的・受容的なかわり

- ア 児童生徒や保護者からの相談を親身になって聞く姿勢をもつ。
- イ 悩みや困ったことを誰かに相談することの大切さを児童生徒に伝えるとともに、誰にでも相談できる雰囲気作りに努める。

#### 5 いじめの早期発見について

##### (1) 児童生徒の変化に気づく

- ア 一人一人の児童生徒を、担任をはじめ多くの教師で見守り、気になる様子が見られた際には、情報を共有する場を設ける。
- イ 個々の教師が、児童生徒の変化に気づく鋭敏な感覚をもつように努める。

##### (2) 面談による把握

学校生活や友達関係についての内容で、小・中学部の各学部主任による面談を行う。  
(7月、12月)

##### (3) アンケート調査による把握

友達関係についての内容でアンケート調査を行う。(9月)

##### (4) 保護者・地域及び関係機関等との連携

毎日の連絡帳や登下校時の送迎で保護者が来校した際など、保護者とのやりとりを大切にし、児童生徒の様子について保護者と共有する。地域においては、子供を温かく見守る環境づくりを進め、子供の孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちの醸成を図る。相談電話や相談窓口等を開設している関係機関は、これまで以上に学校との連携を強化するとともに、相談員の対応能力の向上を図る。

『青森県いじめ防止基本方針』より

#### 6 解決に向けた対応について

##### (1) 組織的な対応

- ア 校内に「いじめ防止等対策委員会」を置き、いじめに関する問題に対して組織的に対応する。  
この委員会は、校長、教頭、教務主任、小・中学部主任、生徒指導部主任、生徒指導部副主任、養護教諭及び外部専門家に委嘱したいじめ防止専門員で編成する。

- イ 年2回、定例の「いじめ防止等対策委員会」を開催し、学期ごとのいじめの発生状況、いじめに対する校内での取り組み状況等を振り返るとともに、いじめ防止専門員から助言を仰ぐ。
- ウ いじめが疑われる事例が発生した場合は、臨時にいじめ防止等対策委員会を開催し、対応策を検討する。この会には当該児童生徒の担任及び類型主任を加える。また、発生した事例及び検討した対応策を、速やかにいじめ防止専門員に報告して助言を仰ぐ。
- エ いじめの相談を受けた教師又はいじめが疑われる状況に気付いた教師は、速やかに生徒指導部主任に報告するとともに、早期に事実関係を把握する。生徒指導部主任は管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

## (2) 解決に向けた指導

- ア いじめられた児童生徒に対しては、それまでのつらい体験に対して共感的な態度で接し、いじめから守ることを約束して安心感をもたせる。
- イ いじめた児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許されることではない」という毅然とした態度で接し、自分の行為によって相手がどれだけ傷つき、苦しい思いをしたかに気付かせるような指導を行う。また、いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 両方の保護者に対して、事実関係を正確に伝え、同様のいじめが二度と起こらないようにするために、学校での指導や家庭での対応の仕方について共通理解を図る。

## (3) 指導後の経過観察と解消について

いじめに対する指導の後には、いじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒の行動に、特に気を配り、いじめの再発防止に努める。また、指導から1か月後を目途に、生徒指導主任が双方に対する面談を行い、状況を把握する。いじめの解消は、「いじめに係る行為が3か月以上、やんでいること」、「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛をかんじていないこと」の2つの要件を満たすこと。  
『青森県いじめ防止基本方針』より

## (4) 重大事態発生時の対応 ※（重大事態への調査方法）

- ア 重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる」または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる」場合で、臨時のいじめ防止等対策委員会が調査組織となり、いじめの事実関係の調査を聴き取りにより実施する。
- イ いじめの事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供し、速やかに教育委員会に報告する。
- イ 児童相談所に協力を仰ぎ、学校と児童相談所、双方の役割を確認し、連携して対応する。

## 7 評価

学校評価に「いじめ問題への対応」について項目を設け、職員及び保護者による評価を行う。

## 8 関連機関との連携

児童生徒が利用している福祉関連施設と、児童生徒の様子について情報交換する機会を設け、個々へのかかわり方等について共通理解を図る。

平成26年 3月31日 作成

平成26年 8月26日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

平成30年 2月 6日 一部改正

平成30年 9月25日 一部改正